

各個別施設計画(案)に関するパブリックコメント手続

問 管財課(☎27-2703)

伊勢崎市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定めた個別施設計画を、令和元年度から令和2年度に各担当課で策定しました。このうち、本年度に改訂を予定している個別施設計画(案)のパブリックコメント手続を行います。各計画(案)の詳細は各担当課に問い合わせてください。

【意見の提出方法】

所定の様式に住所・氏名・意見とその理由を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで各担当課に提出してください。



▲市HP

※資料と所定の様式は、各担当課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます

※結果は、各担当課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市HPで公表します

時 2月3日(月)から3月4日(火)まで(必着)

対 次のいずれかに該当する人

- 市内に在住または在勤・在学の人
- 市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
- 本市に納税義務がある人
- 各個別施設計画(案)に利害関係がある人

意見を募集する各個別施設計画(案)一覧

計画の名称	担当課	宛先
伊勢崎市本庁舎・支所庁舎個別施設計画(案)	行政課(☎27-2702) 各支所庶務課	〒372-8501 (住所不要) 市役所行政課、FAX23-9800、✉gyosei@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画(案)	安心安全課(☎27-2706)	〒372-8501 (住所不要) 市役所安心安全課、FAX26-6123、✉anshinanzen@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市斎場個別施設計画(案)	さかい聖苑(☎70-6000)	〒370-0115 境美原18 さかい聖苑、FAX70-6006、✉sakaiseien@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市市民部所管施設個別施設計画(案)	市民活動課(☎61-6712)	〒372-0014 昭和町1712-2 市民活動課、FAX61-6713、✉katudo@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画(案)	清掃リサイクルセンター21(☎32-3166)	〒372-0824 柴町954 清掃リサイクルセンター21、FAX32-3068、✉seisou-c@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市保健施設個別施設計画(案)	健康管理センター(☎23-6675)	〒372-0006 太田町1178 健康管理センター、FAX21-8995、✉kenko-c@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画(案)	スポーツ振興課(☎27-2747)	〒372-8501 (住所不要) 市役所スポーツ振興課、FAX30-1302、✉sports@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市子育て支援課所管施設個別施設計画(案)	子育て支援課(☎27-8805)	〒372-8501 (住所不要) 市役所子育て支援課、FAX26-1808、✉katei@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市公立保育所等個別施設計画(案)	こども保育課(☎27-2751)	〒372-8501 (住所不要) 市役所こども保育課、FAX26-1808、✉hoiku@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市障害福祉課所管施設個別施設計画(案)	障害福祉課(☎27-2753)	〒372-8501 (住所不要) 市役所障害福祉課、FAX26-1808、✉f-shogai@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市産業経済部所管施設個別施設計画(案)	商工労働課(☎27-2755)	〒372-8501 (住所不要) 市役所商工労働課、FAX23-7382、✉shoukou@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市公営住宅等長寿命化計画(案)	住宅課(☎27-2764)	〒372-8501 (住所不要) 市役所住宅課、FAX23-7020、✉juutaku@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市消防関係施設個別施設計画(案)	消防本部総務課(☎25-3511)	〒372-0031 今泉町二丁目895 消防本部総務課、FAX26-9995、✉sh-soumu@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市伊勢崎市民病院等個別施設計画(案)	市民病院総務課(☎25-5022)	〒372-0817 連取本町12-1 市民病院総務課、FAX25-5023、✉office@hospital.isesaki.gunma.jp
伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)(案)	教育施設課(☎27-2795)	〒372-8501 (住所不要) 市役所教育施設課、FAX24-9668、✉k-shisetu@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市学校給食調理場個別施設計画(案)	健康給食課(☎75-2517)	〒379-2224 西小保方町692-5 健康給食課、FAX75-2518、✉kenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市生涯学習課所管施設個別施設計画(案)	生涯学習課(☎27-2793)	〒372-8501 (住所不要) 市役所生涯学習課、FAX24-9668、✉manabi@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市文化財保護課所管施設長寿命化計画(個別施設計画)(案)	文化財保護課(☎75-6672)	〒372-0036 茂呂南町5097-2 文化財保護課、FAX75-6673、✉bunkazai@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市公園施設個別施設計画(案)	公園緑地課(☎27-2769)	〒372-8501 (住所不要) 市役所公園緑地課、FAX23-0601、✉kouen@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市道路舗装修繕計画(案)	道路管理課(☎27-8800)	〒372-8501 (住所不要) 市役所道路管理課、FAX23-9912、✉dorokanri@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市し尿処理施設個別施設計画(案)	茂呂クリーンセンター(☎32-2558)	〒372-0036 茂呂南町5097-2 茂呂クリーンセンター、FAX27-5451、✉moroclean-c@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画(案)	高齢政策課(☎27-2752)	〒372-8501 (住所不要) 市役所高齢政策課、FAX25-1400、✉f-kourei@city.isesaki.lg.jp
伊勢崎市土地改良施設個別施設計画(案)	農村整備課(☎27-6271)	〒372-8501 (住所不要) 市役所農村整備課、FAX23-9800、✉nouson@city.isesaki.lg.jp

令和7年度タクシー活用事業

くわまるタクシー利用登録申請のお知らせ

問 交通政策課(☎27-2734)

令和7年度のくわまるタクシーの利用登録申請についてお知らせします。

※マイナンバーカードで登録が完了している人は、登録手続きは必要ありません

受付開始日 3月13日(木)

※土・日・祝日は除きます

受付時間 午前9時～午後4時

受付場所 交通政策課



▲市HP

各支所でも受け付けを行います

下記の日程で各支所でも利用登録申請の受け付けを行います。

各支所の受付日

受付場所	期日	時間
赤堀支所	3月17日(月)	午前10時～ 午後3時
あずま支所	3月18日(火)	
境支所	3月19日(水)	

医療費通知を発送します

問 国民健康保険課(☎27-2737)

年金医療課(☎27-2739)

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者に医療費通知を発送します。実際の医療費や請求内容を確認してください。

※医療機関などからの請求状況によって、遅れて記載される場合があります

※通知に記載されていない分を確定申告で使用する
場合や、通知が届く前に確定申告を行う場合は、領収書を確認して医療費控除の明細書を作成してください



▲市HP

問い合わせ先

- 国民健康保険加入者＝国民健康保険課
 - 後期高齢者医療制度加入者＝年金医療課
- ※後期高齢者医療制度加入者の再発行に関する
ことは群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7126)に問い合わせてください

利用登録できる人

本市に在住で、次のA～Cのいずれかに該当する人は登録できます。

A 75歳以上	B 65歳以上 75歳未満で 運転免許証がない	C 障害者手帳を 持っている ※
-------------------	---	----------------------------------

※Cの場合は条件があります。詳しくは問い合わせてください

申請に必要な物

- マイナンバーカードで新規登録する人＝マイナンバーカード
※発行時に設定した4桁の暗証番号が必要です
- 利用券の交付を希望する人＝運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類1点、または保険者証や医療費受給者資格者証などの顔写真のない本人確認書類2点

いずれも
障害者手帳を持っている人は障害者手帳も必要です。

国民健康保険加入者(年4回発送)

発送月	記載される内容
5月下旬	1～3月診療
8月下旬	4～6月診療
1月中旬	7～10月診療
2月下旬	11～12月診療

後期高齢者医療制度加入者(年2回発送)

発送月	記載される内容
8月中旬	12～5月診療
2月上旬	6～11月診療 ※

※確定申告に使用する場合、12月診療分は領収書で対応してください